幸区役所職員衛生委員会要綱

(設置)

第１条　幸区職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、安全管理及び衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則第９条の規定にもとづき、幸区役所職員衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第２条　委員会は、次の事項を調査審議し、区長に意見を述べるとともに市長へ報告するものとする。

（１）職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

（２）労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

（３）前２号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項

(組織)

第３条　委員会は、委員１０人以上で組織する。

２　委員長は、副区長をもって充てる。

３　委員の半数は幸区役所職員が属する労働組合の推薦したものとする。

(委員の任期)

第４条　委員会の委員の任期は、川崎市職員の現在職の在任中とする。

(委員長の職務)

第５条　委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

２　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が

その職務を代理する。

（委員会の招集）

第６条　委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の３分の１以上の請求があるとき、委員長がこれを召集する。

（定足数）

第７条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（参考人の出席）

第８条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第９条　委員会の事務局は、総務課をもって充てる。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項については、委員長は、委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、昭和５９年６月１日から施行する。

この改正要綱は、平成元年１１月１日から施行する。

この改正要綱は、平成３年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成８年１月２４日から施行する。

この改正要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成１５年５月２９日から施行する。

この改正要綱は、平成１６年６月１日から施行する。

この改正要綱は、平成１７年４月１９日から施行する。

この改正要綱は、平成１８年４月１９日から施行する。

この改正要綱は、平成１８年５月１８日から施行する。

この改正要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この改正要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２８年４月１日から施行する。